

非核三原則の堅持を求める意見書

ウクライナへの軍事侵略を開始したロシアのプーチン大統領は、あからさまに核戦力による威嚇を行っている。これは、核兵器の不使用や廃絶に向けた国際社会の取組を踏みにじる行為として、断じて許すことはできない。

一方、こうした状況の中、国内では、日本の領域に米国の核兵器を配備し共同で運用する核シェアリング（共有）すべきという論調が出始めている。

我が国は、日本国憲法における平和主義の下、唯一の被爆国として非核三原則を堅持すべき立場にあり、非人道的な核兵器の廃絶に向けてたゆまぬ努力を続けるべきである。

本市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている。

よって、本市議会は、政府に対し、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣殿
防衛大臣
内閣官房長官

座間市議会議長 吉田義人